

まごころ

丹の木づかい推進プラン

～ 丹波市の公共建築物等における木材利用推進方針 ～



平成 31 年 4 月

丹 波 市

～はじめに～

その昔、人々は木材だけでなく、さまざまな林産物を得るため、間伐など適正な施業を行うことで、その環境を大切に守ってきました。これにより、水源のかん養や、山地災害の防止など、森林の有する多面的な機能が健全に保たれ、人々は安全で快適な住環境の下、森林と共存してきました。しかしながら、近年では、木材需要の低迷や林業の採算性の悪化などにより、経済的価値を失い、放置される森林が増加しています。その結果、手入れ不足となった市内各所の未整備林では、多面的機能の低下から、集中豪雨などによる崩壊を招くこととなっています。

また、戦後植林された人工林は成熟期にあり、これまでの育林の視点から、利用を含めた多様な活用の時期への転換期を向かえ、行政としてその目指すべき方向性を明確にし、これまで以上に「木材利用」の推進に努めていかなければと考えるところです。

森林は悠久の財産であり、森林所有者だけでなく、丹波市民共通の財産として守り、そして活用することで、市民全体が森林の恵みを享受する、そんな姿を目指していきたいと、今回「丹^{まごころ}の木づかい推進プラン」を策定しました。

市民、森林所有者、森林組合、林業事業体、製材・建築事業関係者と市行政が一層連携を深め、協力体制を充実させながら森林林業施策の活性化に向け取り組んでいきたいと考えております。



丹波市長

谷口 進一

目 次

第1章	丹波市産材の流通の状況・・・・・・・・・・	1
第2章	丹波市森林づくりビジョンにおける木材利用・・・	2
第3章	丹波市産の木材利用の意義・・・・・・・・・・	4
第4章	基本方針・・・・・・・・・・	5
第5章	取組目標・・・・・・・・・・	8
第6章	今後の取組・・・・・・・・・・	9
	公共建築物等における木材の利用促進に関する庁内調整委員会 委員名簿・・・・・・	10

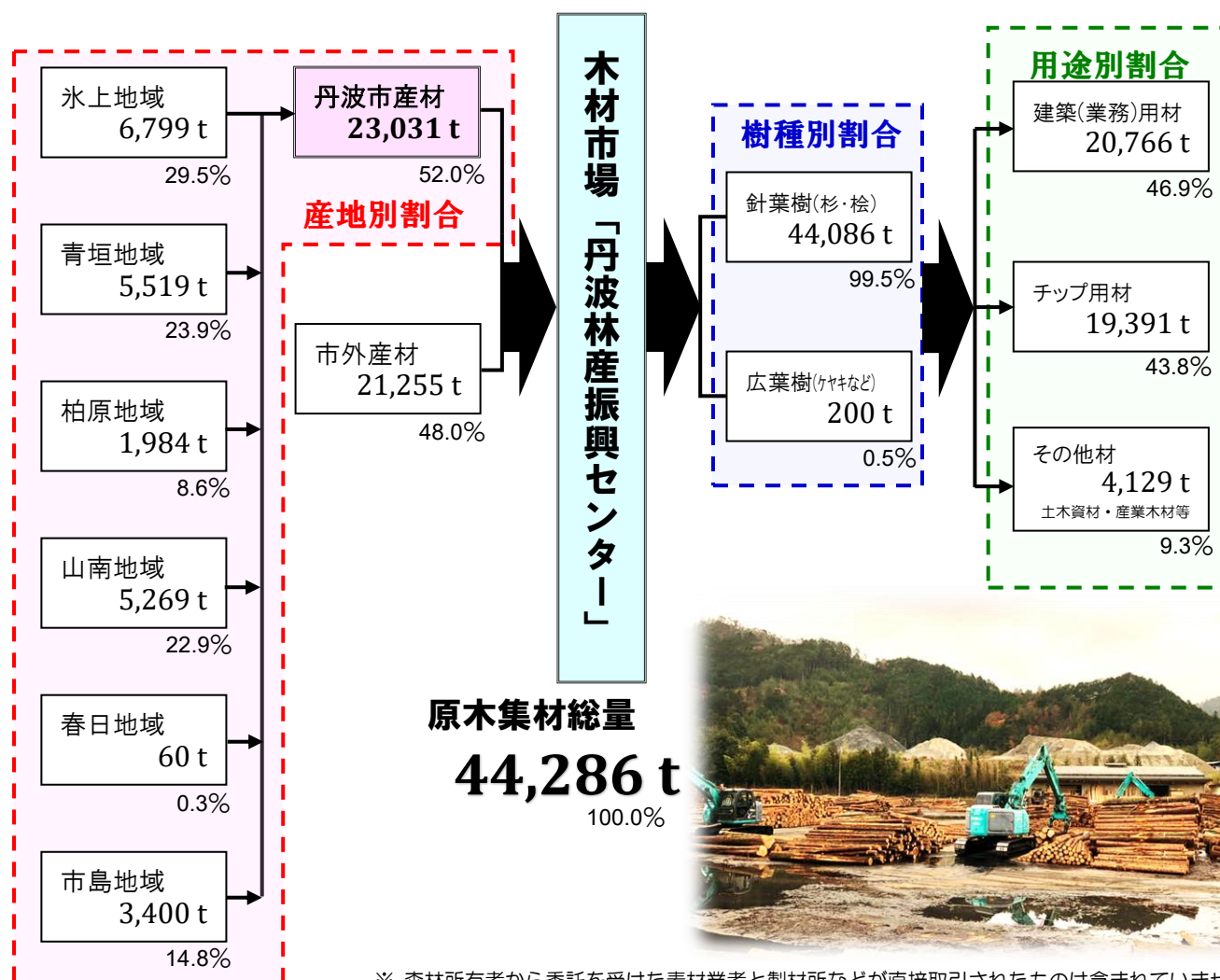
第1章 丹波市産材の流通の状況

丹波市の総面積の75%を占める森林。そのうち約60%がスギ・ヒノキの人工林で、現在、植えてから40年以上が経過した建築・業務用材や木質チップなどの燃料用材に利用できるような森林が市内全域に広がっています。

現在、木材利用を目的に伐り出された木材や、森林整備による間伐材など約44,300tが丹波市柏原町下小倉にある木材市場「協同組合丹波林産振興センター」に集材されています。その内のおよそ半分が丹波市産材で、用途別では、建築（業務）用材及びチップ用材がその大半を占めています。

丹波林産振興センターにおける丹波市産材の集材量や用途別の取引量など、その取扱実績は以下のとおりです。

丹波林産振興センターにおける原木取扱状況（H29実績）



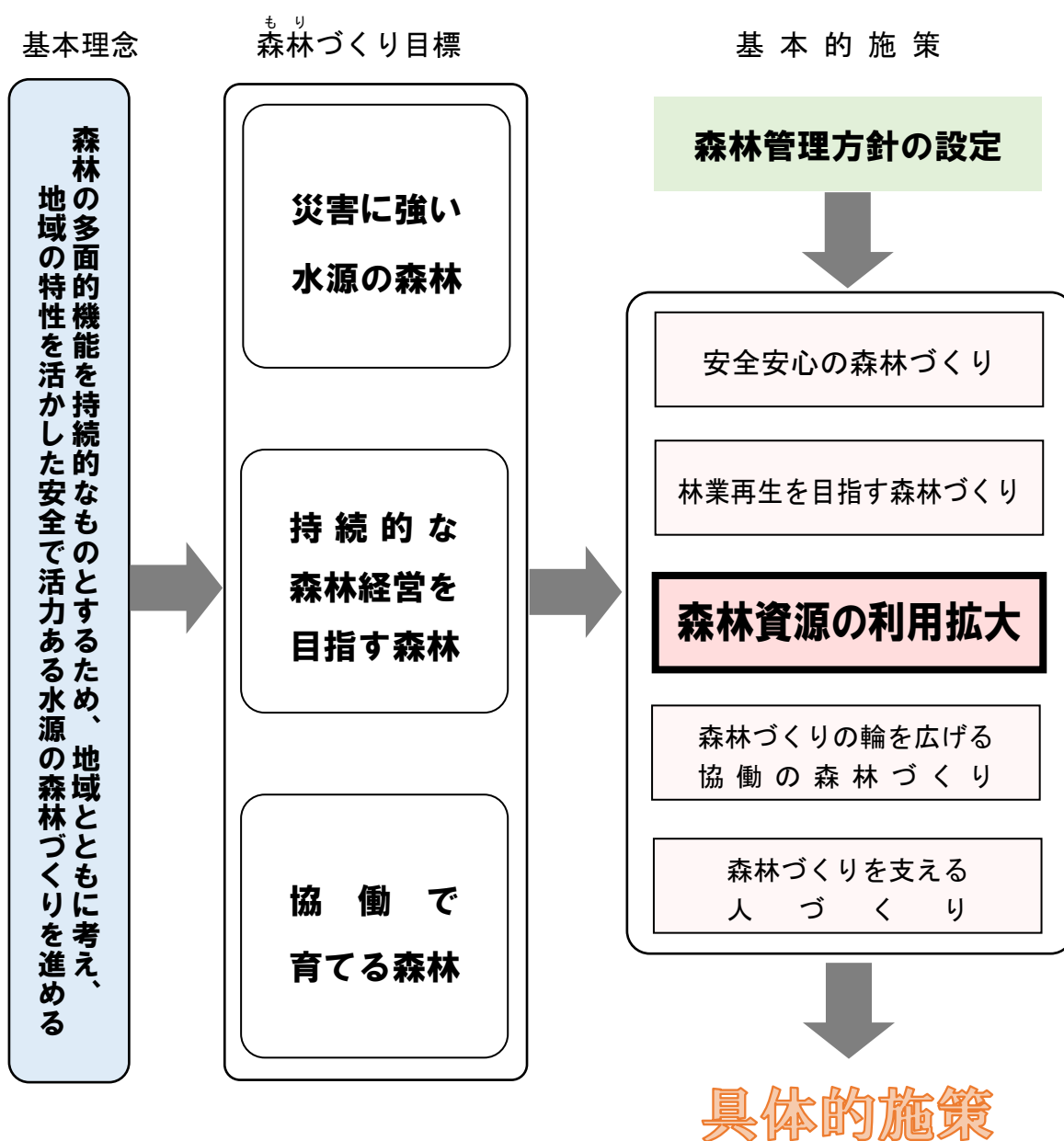
※ 森林所有者から委託を受けた素材業者と製材所などが直接取引されたものは含まれていません。

第2章 丹波市森林づくりビジョンにおける木材利用

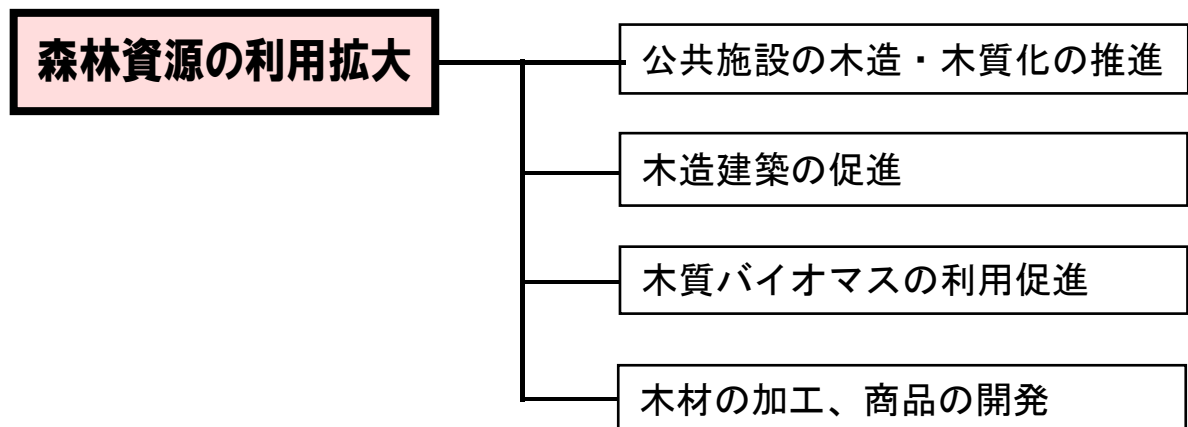
－丹波市^{もり}森林づくりビジョンとは－

平成 24 年度に、丹波市における森林の現状や問題点を整理し、「**森林の多面的機能を持続的なものとするため、地域とともに考え、地域の特性を活かした安全で活力ある水源の森林づくりを進める**」ことを基本理念に、森林管理の方法や、林業再生への取組、また森林資源の利用拡大など、丹波市の林業振興の今後についての方向性を示しています。

【施策体系】

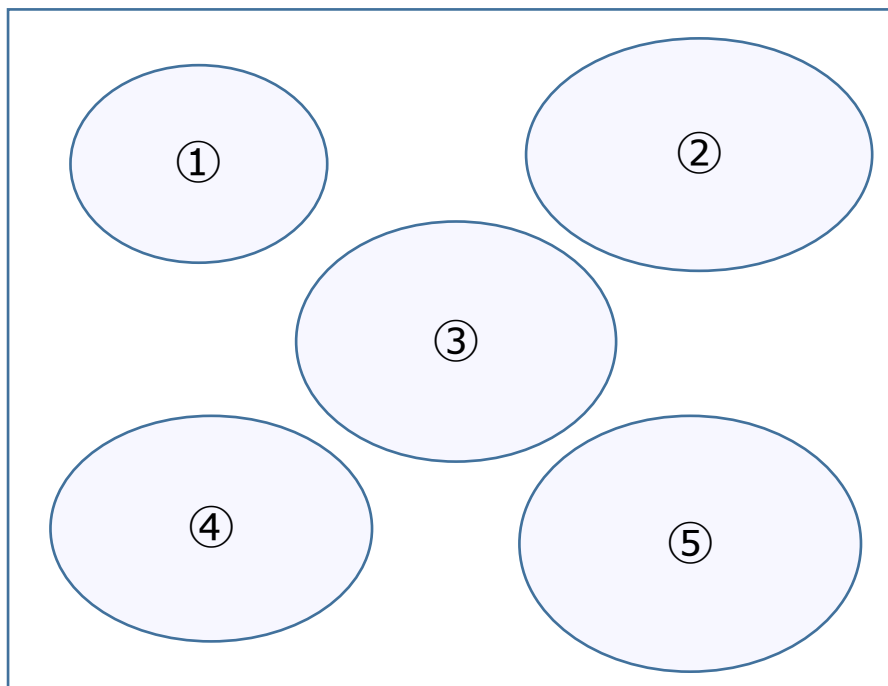


具体的施策



本プランは、丹波市森林づくりビジョンに掲げた5つの基本的施策のうち、「**森林資源の利用拡大**」に焦点をあて、さらに具体的な取組目標などを明記したものです。

表紙写真の解説



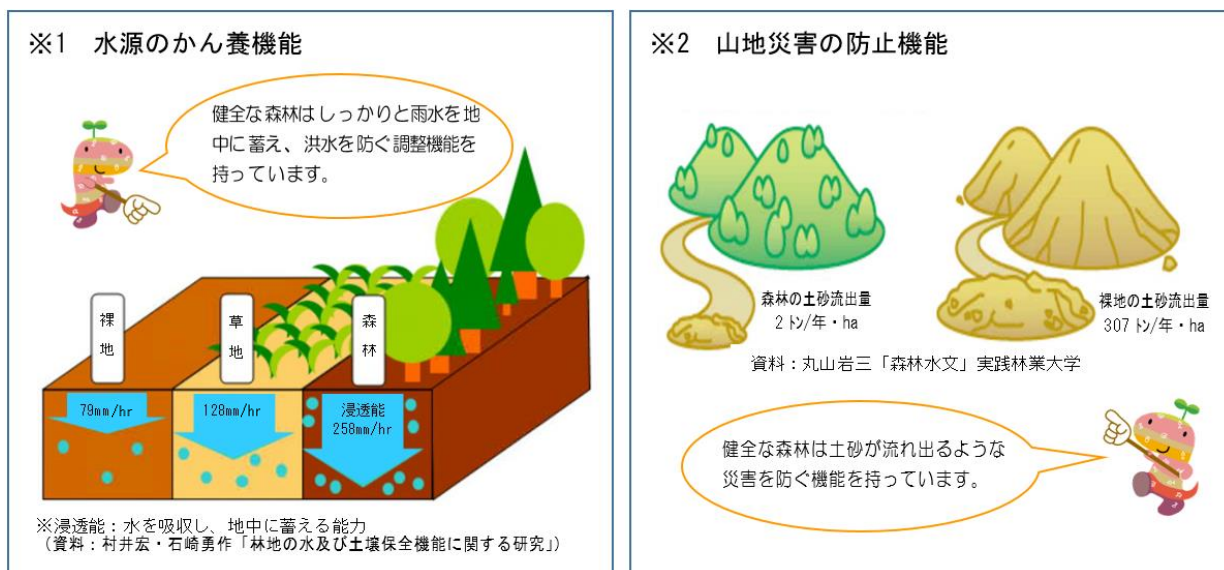
- ①丹波市産材を使った学習机と椅子
- ②道の駅丹波おばあちゃんの里（レストラン）
- ③青垣アフタースクール
- ④幸世交流施設（ふるさと交流室）
- ⑤生郷交流会館（憩の交流室・テラス）

第3章 丹波市産材の利用の意義

－丹波市産材を積極的に利用することで、次のような効果が期待されます－

1. 森林環境の整備が進むことで、森林の多面的機能の維持・回復が図れます

利用する木材の生産（伐採→搬出）は、整備の遅れた森林環境の再生についても大きな役割を持ち、森林の本来有する水源のかん養機能※1 や、山地災害の防止機能※2 など、公益的な機能の維持・回復を促し、これらの機能が発揮されることにより、市民の安全・安心な暮らしの確保に大きく寄与することとなります。



2. 木材資源の効率的な循環を目指します

素材生産業（川上）から製材業（川中）、そして建築業（川下）と、木材資源の循環を通じた市内の林産業界の活性化を推進するため、公共建築物の木造・木質化など、本取組を進める中で、積極的な木材需要の拡大を目指します。

3. クリーンエネルギーの推進に努め、地球温暖化の防止に取り組みます

公共施設や、法人等に対し市が行う施設整備において、木質バイオマス設備（薪ボイラや薪ストーブなど）の導入を推進し、自治会等地域活動組織が参画する「木の駅プロジェクト活動」によって生産される薪用材の積極的な利活用をもって、地球温暖化の防止に取り組みます。

4. 木材利用の意義を“木育”として位置づけ、次代の子どもたちに伝えていきます

木材資源は、森林整備によって生み出されるものであり、その資源は、長い年月とたくさんの人の関わりによって育まれます。「木を育て、資源として利用する」この循環を子どもたちに伝え、将来の『丹波の森林』を考えることのできる人材の育成を目指した環境づくりに取り組みます。

第4章 基本方針

1. 本プランの策定趣旨

本プランは、平成24年度に定めた「丹波市の公共建築物等における木材利用の促進に関する方針」に基づき、丹波市産材及び兵庫県産材（特殊な規格の部材等、丹波市産材での調達が困難な場合は、兵庫県内産の木材の使用も本取組の対象に含めます。）の利用促進を率先して取り組むための基本的な方針及び、目指すべき推進目標などを定め、公表・実践するものです。

2. 基本方針と解説

丹波市における公共建築物等の整備及び公共工事、また、法人等に対し市が行う施設整備補助等において、丹波市産材及び兵庫県産材（以下「丹波市産材等」という。）の利用に率先して取り組むため、以下の法規等に基づいた市の基本方針を定めます。

●「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成22年法律第36号）※抜粋

第9条 市町村は、都道府県方針に即して、当該市町村の区域内の公共建築物における木材の利用の促進に関する方針（以下この条において「市町村方針」という。）を定めることができる。

2 市町村方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 当該市町村の区域内の公共建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項
- 二 当該市町村が整備する公共建築物における木材の利用の目標
- 三 その他当該市町村の区域内の公共建築物における木材の利用の促進に関し必要な事項

3 市町村方針においては、前項各号に掲げる事項のほか、当該市町村の区域内における公共建築物の整備の用に供する木材の適切な供給の確保に関する基本的事項を定めることができる。

4 市町村は、市町村方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

●「兵庫県産木材の利用促進に関する条例」（平成29年兵庫県条例第19号）※抜粋

第5条 市町は、基本理念にのっとり、県、森林所有者、林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者、その他事業者及び県民と連携し、第12条第1項の指針を参酌して県産木材の利用促進等に関する施策の策定及び実施に努めるものとする。

3. 本取組の推進体制及び事前協議制度の創設

公共建築物等への木造・木質化に関する本取組は、「丹波市公共建築物等における木材の利用促進に関する庁内調整委員会」での協議をもって推進することとします。

また、庁内各部課は、公共建築物等の施設整備及びその他木材利用に関する計画を進める際において、同委員会事務局の農林整備課に本取組の具体化について事前協議

を行うなど関係各課が連携し、目標達成をフォローする体制で取り組んでいきます。

（計画施設や対象箇所の規格、森林環境譲与税の充当等の協議他）

なお、庁内調整委員会では、丹波市産材の利用増進に関する取組の協議に加え、第3章の「丹波市産材の利用の意義」のほか、木材の調湿作用などによる健康面への利点や癒しの効果などについても、多くの方々に理解いただけるよう啓発していきます。

4. 基本方針

公共施設・公共工事において丹波市産材等を利用することは、広く市民が木造化及び内装等の木質化された施設等に触れ親しみ、木材の持つ優れた特性などを身近に知ってもらうことができ、丹波市産材等の積極的な利用における関心の高まりが期待されます。また、木材利用に伴う地球温暖化防止の効果や、森林整備の推進による森林の多様な公益的機能の発揮につながります。

以上のことから、丹波市が建設・整備する低層の建築物※3においては、原則木造化による取組を進め、木造化がなじまない、もしくは困難な施設については、内装等の木質化に努めるほか、公共工事においても積極的な丹波市産材等の利用に努めるため、以下のような基本方針を定めます。

※3 低層の建築物

低層の建築物とは、高さ13m以下かつ軒高9m以下で、延べ面積3,000㎡以下の建築物のうち、建築基準法その他の法令に基づく基準において、耐火建築物とすることや、主要構造部を耐火構造とすることが求められていないもののことです。

☆ 建築基準法その他、本プランに関連する各種法令において、規制の緩和措置等があった際は、随時それを準用することとします。

1. 木造化を推進する公共建築物

消防法や建築基準法、その他関係法令の制限や機能性、意匠等の制約により木造化が困難な場合を除いて、以下の公共建築物は原則木造化を進めます。

建築物の種類	具 体 的 な 例
学校教育施設	学校、体育館、セミナーハウスなど
社会教育施設	図書館、博物館など
社会福祉施設	こども園、児童・老人福祉施設など
医 療 施 設	病院、診療所
運 動 施 設	体育館、トレーニングジムなど
庁 舎	庁舎など

II. 木質化を推進する公共建築物と木質化をすすめる部分

建築物の構造・床面積等により内装への木材の使用ができない場合や、消防法、建築基準法、その他関係法令の制限や機能性、意匠等の制約により木質化が困難な場合を除いて、以下の公共建築物は原則木質化を進めます。

建築物の種類	具 体 的 な 例	木質化をすすめる部分
学校教育施設	小・中学校の教室、廊下など	天井、床、壁、窓枠、戸等
社会教育施設	図書館、博物館など	
社会福祉施設	こども園、児童・老人福祉施設など	
医 療 施 設	病院、診療所の待合室など	
運 動 施 設	体育館、トレーニングジムなど	
庁 舎	ロビーなど	

III. 市が法人・自治会等に対し補助を行う施設

建築物の構造・床面積等により内装への木材の使用ができない場合や、消防法、建築基準法、その他関係法令の制限や機能性、意匠等の制約により木造・木質化が困難な場合を除いて、以下の施設は丹波市産材等の利用を推進します。

社会福祉施設（老人福祉施設、介護保険施設、児童福祉施設など）
地域集合施設（公民館、交流施設など）

IV. その他

関係法令の制限や機能性等により、丹波市産材等の利活用が困難な場合を除いて、以下の内容は積極的に利用を推進します。

建築物以外で木材の利用を促進する用途

道路、河川、砂防、治山、林道、公園など各施設の工作物★
机、イス、書棚、受付カウンター、ベンチ、モニュメントなどの備品類
木質バイオマスエネルギーへの転換（薪・チップ用材）、木育教材など

★積極的に木材（間伐材等）を利用する工作物

対象工事	対 象 工 作 物	
道路、河川、砂防、治山、林道、公園など	土木関係	柵工、型枠工、土留工、筋工、階段工、歩道工、仮設工など
	公園関係	あずまや、パーゴラ、ベンチ、遊具、案内板、柵工、仮設工など

第5章 取組目標

2028年度(平成40年度)を目標年度とし、以下の推進目標を定めます。

木造化の達成率 50%

(兵庫県が目標とする木造化達成率 50%)

$$\text{木造化の達成率} = \frac{\text{木造化公共建築物（施設数）}}{\text{木造化対象公共建築物（施設数）}}$$

- ※注1 「木造化」とは、新築、増築又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、けた、小屋組み等の全部又は一部に木材を利用することをいう。
- ※注2 「木造化公共建築物」とは、構造耐力上主要な部分の50%以上に木材を利用している建築物とする。
- ※注3 「木造化対象公共建築物」とは、P6 I. **木造化を推進する公共建築物** のとおりとする。
- ※注4 法人等への整備補助における建築物については、「延べ床面積 500 ㎡以下、1 階建」とする。

木質化の達成率 100%

(兵庫県が目標とする木質化達成率 100%)

$$\text{木質化の達成率} = \frac{\text{木質化公共建築物（施設数）}}{\text{木質化対象公共建築物（施設数）}}$$

- ※注1 「木造化」が困難な公共建築物については、内装等の木質化率 50%以上の木質化を図るものとする。ただし、法令等の制限により木質化が困難な建築物は対象から除く。
- ※注2 「木質化」とは、新築、増築、改築又は模様替えに当たり、天井、床、壁、窓枠、戸等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分等に木材を利用することをいう。
- ※注3 「木質化公共建築物」とは、天井、床、壁、窓枠、戸、外壁等に木材を利用して、木質化率が 50%（法人等が整備する建築物への補助物件については 30%）以上となる建築物とし、本プランでは、この木質化率も目標値として位置づけ取り組む。

【木質化率の求め方】・・・延べ床面積から木質化が困難な箇所を除いた木質化を進める部分の面積に対する木質化面積で算定

A：延べ床面積

B：木質化が困難な箇所
(例) 調理室・トイレ・浴室

$$C = A - B$$

D：木質化した箇所

木質化率

$$= \frac{D}{C}$$

- ※注4 「木質化対象公共建築物」とは、P7 II. **木質化を推進する公共建築物と木質化をすすめる部分** のとおりとする。

☆ 目標年度とした 2028 年度（平成 40 年度）までの間、取組に係る実績に応じ、目標値の修正が必要となった場合は、庁内調整委員会で目標値を再考することとします。

第6章 今後の取組

丹波市における公共建築物等の木造・木質化への推進については、各章で記載した内容に基づき取り組んでまいりますが、将来に向け、公共施設の新設や改修等、その整備の方向性が示された際には、丹波市産材等が積極的に利用できるよう検討していきます。

また本取組では、公共施設・公共工事だけでなく、市が自治会や各種法人等に対し補助支援を行う施設についても丹波市産材等の利用を促進することとしたことから、市民の皆様や関係する事業者の皆様方に、本取組の趣旨や意義をご理解いただきながら取り組んでいきます。

◎直近の施設整備において木造・木質化への取組を進める施設及びその他丹波市産材等の利用を推進する取組（補助支援含む）

施設（工事・施策）名	木造化・木質化・木材利用	区 分
しろやまアフタースクール	木 造 化	公 共
水分れ資料館	木 質 化	公 共
黒井小学校（大規模改造工事）	木 質 化	公 共
地元産材利用促進事業	木材利用（建築材）	補 助
木質バイオマス搬出支援事業	木材利用（燃料材）	補 助

◎将来的な施設整備の計画が進められた際、木造・木質化への取組を考えていく施設及びその他丹波市産材等の利用を推進する取組（補助支援含む）

施設（工事・施策）名	木造化・木質化・木材利用
市内小中学校統合校舎	木 質 化
（仮称）恐竜博物館	木 質 化
市役所統合庁舎	木 質 化
学校施設大規模改造校舎	木 質 化
柏原支所庁舎	木 質 化
旧田原邸	木 質 化
児童館・子育て学習センター ・認定こども園への木育ブース配備	木質化及び木材利用（その他材）
病院等の跡地利用	木造化・木質化・木材利用

公共建築物等における木材の利用促進に関する庁内調整委員会 委員名簿

(H30. 4. 2～)

委員区分	所 属 部 課 室 名	役 職	氏 名
委員長	産業経済部農林整備課	課 長	畑 田 弥 須 裕
委 員	企画総務部総務課	課 長	谷 川 富 寿
委 員	まちづくり部市民活動課	課 長	井 尻 宏 幸
委 員	入札検査部入札検査室	室 長	上 畑 文 彦
委 員	生活環境部市民環境課	課 長	加 藤 恵 康
委 員	福祉部介護保険課	課 長	谷 口 正 一
委 員	建設部施設建築課	課 長	里 充
委 員	建設部公営住宅・開発指導課	課 長	柿 原 孝 康
委 員	建設部住まいづくり課	課 長	前 川 康 幸
委 員	教育部教育総務課	課 長	藤 原 泰 志
委 員	教育部子育て支援課	課 長	足 立 勲
事務局	産業経済部農林整備課	副課長兼 林業振興係長	田 村 猛
		林業振興係 主 事	矢 持 宏 樹
		林業振興係 主 事	名 生 貴 昭